

近年のストック重視型社会・環境配慮型社会の実現に向けた社会経済情勢の変化による統計需要に対応するため、平成28年度上半期受注分調査より大幅に調査内容を見直し、統計精度の向上や公表時期の早期化を図ったところですが、**更なる統計精度向上のため、今般新たに外れ値（統計精度に大きな影響を与える値）の判定及び処理方法を定め、平成29年度下半期受注分調査より適用しています。**

これに合わせて、過去に公表した調査報告（平成28年度上半期受注分・下半期受注分、平成28年度計、平成29年度上半期受注分）についても、当該外れ値処理を適用した集計結果を特別集計※として取りまとめました。

※この特別集計結果は、政府統計総合窓口(e-Stat)のサイトにて提供しています。

## ◆外れ値処理方法の概要◆

- ① 住宅・非住宅調査それぞれについて、設問Ⅱにおける建築物リフォーム・リニューアル工事の総受注高推定値の目標精度に対する誤差率を算出し、それが基準値を超える場合に、原因となっている回答(標本)を特定する。
- ② ①の標本が誤りでない場合は、外れ値として判定し、③の推定の対象外とする。
- ③ 外れ値を除外したその他の標本にて推定を行う。
- ④ ②の外れ値自体は誤りでないため無効とせず、③の推定結果にそのまま加算し、集計する。